

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出の取り下げ

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により届出のあった大規模小売店舗について、当該届出の取り下げがありました。

令和5年2月16日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク大内店

所在地 山口市大内矢田910の1

2 取り下げ日

令和5年2月10日

3 取り下げられた届出の公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出（令和5年2月3日付け公告）